

現行教員採用・任用制度に関する一研究

前 島 康 男

はじめに

最近、教育荒廃の原因を問う一環として、教師・学校の責任を問う論調が増えつつある。

この論調は大別すると、学校教育の場において個々の教師が個々の児童・生徒に直接接していることからやや現象論的に教育荒廃の原因を専ら教師に帰する意見と、ひとまずはこのようなやや現象論的（あるいは一部には政治的な）意見を批判した上で、なおかつ、今日、様々な形態で児童・生徒の非行・自殺などを助長しやすい体質が教師・学校の中に広がりつつあるという問題をその原因までさかのぼって指摘する意見に分けられる。

筆者は後者の立場に立つものであるが、いずれの立場に立つものであっても、教育荒廃といわれる事態が広がる中で教師・学校のあり方が今日的時点に立って改めて問われなければならないという意見では一致している。

このような問題意識が今日の教師教育の改善に関する研究・論議の隆盛にも反映していると思われるが、これまでの研究・論議の対象として、教員養成（カリキュラム・教育実習問題が中心）と新任研修や職場の実態が中心であり、養成と研修等現場の問題をつなぐ教員の採用・任用に関する研究がほとんど欠落していた。

上記の研究対象における欠落という問題は、実はこの場合でいえば養成と採用後の問題の相方に重大な影響を与えている問題・部分の欠落という意味で、単なる部分的欠落というもの以上の意味をもっている。

すなわち、筆者の仮説によれば今日ここの教員の採用・任用のあり方の問題性が特に、教員養成と教員採用後の青年教師の意識動向に少なからぬ影響を広げており、この影響は近年、年を追って広がりつつあり、ある意味では教員養成の教育のあり方と青年教師の意識動向を規定しつつあるように思われる。

そこで以下、教員採用と臨時的任用をめぐる諸問題を制度的側面にも留意しつつ、特にどのような資質をもった青年教師が輩出されているのかに視点をあてて分析し、教師教育問題の構造的分析の手がかりをつかみたい。

1. 教員採用試験をめぐる諸問題

今日、教員採用試験における「生存競争」¹⁾の激化という新しい事態の進行は、後述のような様々の影響を広げつつあるが、同時にこれまでの教員採用問題把握の方法の転換を迫っている。

すなわち、これまで教員採用問題は特定の思想・信条を有する者を排除するような疑いがある非民主的・非合理的な教員採用制度のあり方の問題として主要には把握されてきたように思われる。

表 1 公立学校教員の受験者数および採用者数の推移

区 分	年度	受 験 者 数 (A)	採 用 者 数 (B)	倍 率 (A)/(B)
小 学 校	49	39,292人	18,265人	2.2
	50	41,680	1,7777	2.3
	51	51,686	16,005	3.2
	52	63,261	17,903	3.5
	53	69,339	19,913	3.5
	54	73,339	22,975	3.2
	55	74,822	22,710	3.3
中 学 校	49	53,465	8,398	6.4
	50	68,847	9,631	7.1
	51	82,581	7,936	10.4
	52	103,733	10,542	9.8
	53	108,029	10,476	10.3
	54	104,833	7,353	14.0
	55	93,765	11,679	8.0
高 等 学 校	49	35,272	5,700	6.2
	50	37,467	6,401	5.9
	51	46,186	6,340	7.3
	52	56,851	5,635	10.1
	53	60,499	6,515	9.3
	54	66,802	6,419	10.4
	55	56,152	7,130	7.9

(注) 養護教諭を除いた人数である。『教育委員会月報』No. 360 (55.8) 24ページ

現行教員採用・任用制度に関する一研究

この把握自体70年代の半ごろまでは基本的には有効性を持ち得たと思われるが、しかし第一に、激化する「生存競争」の渦の中に私大・短大を含め多くの大学、学生が巻きこまれ、同時にそのことが後述のような由々しき事態を生み出しているという点。第二に、その結果60～70年代前半頃は現われ方が顕著であった「思想・信条による差別」の疑いが、現われ方の変化により不分明になり易くなってきた、などという点などをふまえた問題把握の深化が求められている。

したがって本章では、特に70年代半ばから次第に顕著になってきた「生存競争」激化の影響の諸側面を明らかにすることを通じて、教員採用問題の把握を深めたい。

(1) 教員採用試験における「生存競争」激化の基本動向

ここ数年教員採用試験をめぐる「生存競争」は特に激化している。

表1からその基本的動向がみてとれるが、特に中・高の高い競争率が顕著であるが、この表からはわからないが、関東・関西を中心とする都市部の小学校の競争率も中・高に匹敵するものとなっている。

ここで昭和55年度は中・高の競争率がやや低下していることから、「教職ブームは去った」だとか「競争率は緩和された」など声が一部から聞かれるが、その指摘の誤まりについて若干ふれておこう。

表2 小・中・高の採用状況

	採用者総数	新規学卒採用者数	学卒採用率	女子採用率	地元出身率
小学校 1969	15,988人	12,299人	76.9%		65.5%
70	17,509	13,198	75.4		66.8
71	17,580	13,140	74.7		65.8
72	16,489	12,098	73.3		59.5
73	20,300	14,162	69.2		76.1
74	20,843	15,373	73.8	75.7%	67.1
75	18,680	12,908	69.1	75.9	74.5
76	19,423	12,742	65.6	75.1	79.6
77	22,448	14,606	65.1	73.0	84.5
78	25,587	15,709	61.4	73.3	87.0
中学校 1969	6,213人	4,252人	68.4%		78.1%
70	7,558	5,178	68.5		71.9
71	7,434	5,356	72.1		69.0
72	8,332	5,880	70.6		66.9
73	8,850	5,716	64.5		75.8
74	8,196	6,281	70.4	50.7%	69.1
75	9,114	6,133	67.3	51.2	73.0
76	11,083	7,172	64.7	51.0	75.0
77	10,979	6,840	63.5	48.2	79.2
78	7,928	4,818	60.8	48.4	81.5
高等学校 1969	5,216人	2,921人	55.6%		89.6%
70	5,184	2,876	55.5		79.0
71	5,060	2,811	55.6		78.0
72	4,977	2,858	57.4		68.0
73	6,170	3,253	52.7		76.8
74	6,558	3,691	56.3	26.7%	75.8
75	6,695	3,553	53.1	27.5	73.5
76	6,059	3,384	55.9	27.1	71.7
77	6,741	3,693	54.8	28.9	78.1
78	6,594	3,654	55.4	29.9	76.0

(各年度の『教育委員会月報を』参照し、筆者が作成)

すなわち、昭和55年度から試験日の広域的統一が顕著になりましたが（例えば7月20日一都二府十県五市）、その傾向は昭和56年度に更に進んだため（例えば7月26日一都二府十八県七市）、受験生の併願は大幅に減少していると考えられ、実質競争率はかえって高くなっていると考えられる。

さて、以上のような動向は更に詳しくみるといったいどのような事態を生みだしているだろうか。

第一に顕著なことは、採用者総数に占める新規学卒採用者数の割合の低下である。

すなわち表2にみられるように小学校教員の場合この10年間に10%以上低下し、中学校もやや減少し、高校は横ばいながら全体として4割近くの新規採用者が、新規学卒以外の臨時的任用経験者などで占められるようになっている。

第二同じく表2から明らかなように女子採用率の減少と、それに対照的に地元出身率の増加である。

女子採用率の減少は政策的に意図されて行なわれている可能性もあるが確証は扱めない。

そして、第三に表3から明らかであるが、新規採用者中短大卒の占める割合が基本的に減少傾向にあるということである。

以上がやや詳しい分析の結果だが、このような事態の進行の中で、多くの教員採用試験受験者は何年かの浪人をしないように、そしてこれまでは複数県の受験が可能だったが全国的な試験日の統一のために地元の一回きりの試験に受かるための「生存競争」に勝ち抜く努力を強いられる。

この努力の質は個々の受験生にとってどのようなもの

表3 新卒採用者中短大卒の占める割合

① 小 校 学

	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度
短大卒	(23.9)	(21.1)	(13.2)	(11.6)	(9.2)
新卒採用者数	3,058	2,837	1,487	1,388	1,222
	12,788	13,421	11,231	11,970	13,332

② 幼 稚 園

	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度
短大卒	(71.5)	(79.7)	(73.6)	(72.4)	(57.2)
新卒採用者数	714	894	497	505	341
	999	1,122	675	698	596

（各年度の『教育委員会月報』を参照し、筆者が作成）

かがここで問われなければならないが、その点は(3)で明らかにしたい。

(2) 不明朗な教員採用制度の与える影響

1970年4月3日日本学術会議総会で「学問・思想の自由委員会」(委員長黒田了一)は、教員採用制度には「政治的要素が介入し、そこに思想統制の危険が感じられる」²⁾と指摘したが、このような危険性は今日やや形態を変化させつつ基本的には貫徹しているように思われる。

すなわち、上記日本学術会議の報告が出された当時は表4にもみられるように、かなり明確な思想・信条等による差別の実態を反映し、学生の自主的・自治的諸活動を学生が「自主的」に規制しかねない状況が生まれていた

そしてその状況は、今日(1)でのべたような事態の伸展

表4 就職に悪影響があると意識されている事項の順位

静岡大学の学生の意識調査 (1969年7月4日就職問題合同調査委員会)

順位	3 年 生	順位	4 年 生
1	自治会執行委員をする 82%	1	自治会執行委員をする 83%
2	県教委抗議, 対県交渉に参加する 73%	2	県教委抗議, 対県交渉に参加する 72%
3	完全就職委員をする 69%	3	健康状態がよくない 68%
4	健康状態がよくない 66%	4	学外で行われるデモに参加する 67%
5	学外で行われるデモに参加する 63%	4	完全就職委員をする 67%
6	自治委員(代議員)をする 60%	6	街頭での署名活動, ビラまきをする 66%
6	街頭での署名活動, ビラまきをする 60%	7	現体制を批判する卒論を書く 50%
8	教育系サークルで活動する 58%	8	自治委員(代議員)をするゼミ実行委員会をする 49%
8	現体制を批判する卒論を書く 58%	8	学校の成績で可をとる 49%
10	ゼミ実行委員をする 55%	10	教育系サークルで活動する 48%
11	教育系サークルの部長をする 54%	11	教育系サークルの部長をする 44%
12	団交で発言する 52%		

の中で、思想・信条等による差別への脅威はかえって広がり、自主的・自治的諸活動をどちらかという敬遠し、就職に不利にならないボランティア活動などにエネルギーを傾注するとともに³⁾、情実・縁故などのいわゆるコネに頼ろうとする学生がかえってふえているように思われる。

すなわち、例えば山口大学教育学部職組の調査によると、表5にみられるように採用時における差別や不安が全体の75%以上がある、感じると答えている。

表 5-1 採用における差別 (%)

	あ る	な い	なんとも いえない	わから ない	NR
2年	65.5	5.5	16.4	10.9	1.7
3年	73.9	4.3	13.1	8.7	0
4年	87.5	0	8.9	1.8	1.8
全年	75.8	3.2	12.7	7.0	1.3

表 5-2 採用試験の不安 (%)

	感 じ る	感 じ ない	考 え た こ と ない	NR
男	51.2	34.2	12.2	2.4
女	84.1	8.8	6.2	0.9
全体	75.3	15.6	7.8	1.3

(山口大学教育学部「教育学部生の大学教育についての意識調査」1977.12)

また日高教の1979年11月の調査によると、「過去5年間に情実・縁故による不正採用の事実を見聞きした」と回答した者が全体の21.6% (412人)もあり、具体的には「校長、教頭の息子や娘が優先的に採用されている」(北海道)、「県教育界の地位ある人の子弟が採用に有利」(秋田6人)、「団体開催によるジプシー選手の採用」(長野)、「県会議員、市会議員に依頼(金銭の授受をともなう)して採用されている」(群馬)などととも「私は身がそうでした」(長野)と告白した例も報告される⁴⁾などその影響は少ないものがある。

以上のような事態の確証を把むことはかなり困難な事柄であるが、問題は上述のような思想差別の脅威やネコが学生を萎縮・退廃させるとともに、例えばコネで採用された、あるいはそう思っている者のその後の行動をも規制される(いわゆるコネが使える者は保守系の議員などに多いので、組合に入るななどという有形無形の規制がかかる)可能性が存在することである。

(3) 大学における教員採用試験準備教育の実態——B大学を例に——

とりわけ1の(1)で述べられているように教員採用試験における「生存競争」が激化するなかで、一部国立教育系大学・学部、私立大学・短大を中心に教員採用試験にむけての準備教育が増々栄んになりつつある。

ここでは、関東のB大学を例にとりその実態の一端を紹介しよう。

まず第一に正規のカリキュラムにおける授業の実態について「昭和56年度講義概要」等に依って紹介しよう。

「昭和56年度講義概要」によると特に「専修共通必修科目(教材研究)」や「教職科目」に特徴がみられる。

すなわち前者の「教材研究」では音楽・体育科・家庭科・国語科・社会科・算数科等ほとんど全ての授業のテキストは文部省編の『小学校指導書』が中心であり、授業内容もそのテキストを用いた各教科の目標・内容の理解に重点が置かれている。

また、同時に、例えば「算数科教育」では『算数科教育演習問題集』を併用しているが、その内容のほとんどは各年度の全国各都道府県の教員採用試験の出題問題(市販の問題集からの抜粋)で構成されている。

更に後者の「教職科目」も例えば「教育実習(講義の部)・「道徳教育の研究」・「教育法規」などは、「小学校学習指導要領」の解説と採用試験対策が授業内容の中心になっているようである。

すなわち、「教育法規」のテキストは教員採用試験の参考書(例えば合同出版『教職教養教育法規』)とほぼ同様の試験によく出る法規の抜粋であり、「道徳教育の研究」の単位認定のためのテストも次のような内容になっている。

「道徳教育の研究」(1979.2.9 実施)

「次の文を完成せよ。

教育は、()をめざし、平和的な()および社会の形成者として()を愛し、()をたつとび、()を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な()の育成を期して行われなければならない。」

「道徳教育の研究」(1978.1.14 実施)

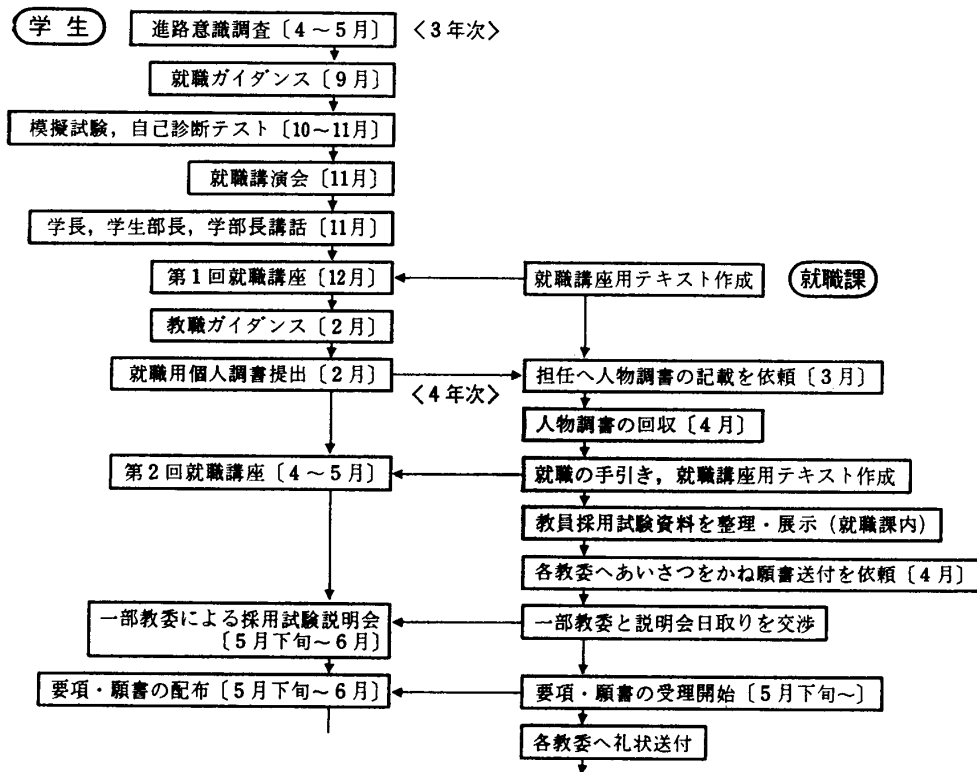
「次の各文の下線の部分が正しいものには○、誤っているか、不正確なものは正確な事項を()の中に書け。

(1) 小学校の教育課程は、文部大臣(①)が公示する小学校学習指導要領を第一の基準とし、教科書出版社(②)が示す地域基準を参考にして作成される。

(2) 小学校における道徳時間の指導は学級担任教師(③)が担当し、道徳の評定は校長(④)が行なう。

(3) 現在小・中学校における道徳科(⑤)の指導は毎週1時間ずつ行われている。

表6 教員就職へのフローチャート (出典「進路ハンドブック」1979年度版)



第二にB大における教員採用試験対策のための特別カリキュラムについて紹介しよう。

この特別カリキュラムの構成は表6にみられるように、3年次4月から「就職ガイダンス」「就職講座」などが細かく組みあわされて成り立っている。

このスケジュールに沿って、学生は特に三年次から受験準備に本格的に突入するが、大学当局は「将来教員をめざすあなたは、一年生のうちから、長期的計画をもって勉学に励まれるようお願いしておきます⁶⁾」とのべ、一年生からの受験準備をも希望している。

さて、それではこのスケジュールのいくつかの内容について紹介しておこう。

① 就職講座

就職講座はテキスト『教職へのステップ』にもとづいて行われるが、学長自らが卒先指導し多くの講座が開講されている。

テキストは〈教職教養編〉と〈専門教養編〉にわかれているが、例えば前者は「教育心理学(学習の問題)」「道徳教育の研究」「学習指導」「現代用語」「作文・論文」「教育関係法規」などがテーマとして並び、基本的に教員採用試験の出題傾向にあわせてテーマが選択してある。

そして、それぞれのテーマに沿った内容については講師によりいくつかの多様性があるが、基本的には専門教

養とあわせ、学習指導要領の解説、暗記が一つの柱となっており、「教育権」等論争的な点については、以下に述べる例のように特定の思想・立場を支持する傾向とともに内容的な原理を構成している。

その一、国家が教育内容に介入すべきかどうかについて「対立する見解があったが、北海道旭川市の永山中学校の学力調査妨害事件の最高裁判決によってほぼ結論が出されたといってよい」「国は内政の一部として『必要かつ相当と認められる範囲において』教育内容についてもこれを決定する権限を有する」

その二、「日教組は教科書検定のもとになる学習指導要領はやめ、教育課程を自主編成するといいます。冗談じゃない。いったい業者テストを使いながら教育課程を作る能力がありますか、テストくらい自分で作ればよいのに、それもできないくせに教科書まで作るなどは、とんでもないことですよ」

② 一部教委による採用試験説明会

昨年度の場合5月8日~24日にかけて東京・埼玉・千葉・横浜・川崎の各教委の説明会が行われた。

この説明会では、一昨年度の問題の傾向、志願者の状況、心がまえ等が話されたが、第一に、教委が任命制としてかなり権力的なものとして組織されている現状においては、この説明会そのものが権力の支持する一つの理念を挿入する場になりやすいこと。第二に、この説明会

は特定の大学でのみ行われていることなどから、そのあり方は批判的に厳しく吟味されなければならない。

そして、第三に指摘すべきは、B大と教職産業との癒着ぶりである。

B大の教員の一定部分は、教委や校長の出身者であり(就職のとき顔が利くようにということか)、その教員の少なくない部分が教職産業の出版物(参考書・問題集等)の常連執筆者である。

また、教職産業の模擬試験の案内を学内の掲示板上に張り出し、自らの大学でその「模試」を開催したりしている。

大学当局は他方では、一年生から受験・受験でつっ走るな、もっと幅広い人間的教養を身につけよと述べているが、そのことは実際すでに一年生から「競馬でいう『追い込み』のよう」⁶⁾に受験のための勉強に追い込まれている学生が少なくないという事実の反映であり、大学当局は教職産業と癒着するなかで客観的にはそのような傾向を助長しているといえよう。

以上のべてきたように、B大では教職産業とかなり癒着しつつ、教員採用試験に受かるためのカリキュラムが特別に組まれ、いまやその「特別カリキュラム」の編成原理が大学全体のカリキュラムの編成原理となりつつあるようである。

このような動向は、大学における学問研究・教育活動が、教員採用試験という一つの関門によって規定され、次第に侵食されていった一つの例として注目に値する。しかし、もはやこの動向はいくつかの特例に属することではないということを、多くの大学関係者は自省をふまえて考える必要があるだろう。

(4) 教職産業の肥大化とその影響

教員採用試験における「生存競争」の激化に伴い、前述した教職産業が「低成長」下の日本産業の例外として異常な高度成長を続けている。

とくに、ここ数年、教職産業はそれ自身のなかにおいても激しい「生存競争」が行なわれ、さまざまな形態を駆使しながら大学、学生・教職員をまきこもうとしているが、その影響力は(3)でのべたように少なくないものである。したがってここでは、教職産業がどのような形態で、大学、学生・教職員を自らの営利追求のためにまきこもうとしているのかという点を明らかにするとともに、学生に比較的大きな影響を与えている教員採用試験の受験参考書の分析によって、教職産業はどのような資質の教員養成を行なおうとしているのかという点も同時に明らかにしたい。

① 教職産業の事業と大学教員の参加

いわゆる教職産業は「老舗」の協同出版に加え、ここ数年受験生の大幅増に比例して、雨後のタケノコのように簇生してきた。たとえば、「教職教養」の参考書・問題集を出している出版社は、筆者の調べたところ1980年4月現在11社にのぼっている。

ここでは、そのなかで多様な形態で事業を展開している協同出版を例に、その事業形態をみてみよう。

協同出版は、つぎの二つの形態を中心に事業を行なっている。

A. 雑誌『教職課程』の発行。この雑誌は年に季刊として発行されたが、その後、隔月刊そして月刊となっている(数万部発行)。

B. 「受験指導通信講座」と銘うつ通信添削。これは「小学校全科」など24コースが行なわれているが、その他、試験日に真近くなって「短期錬成講座」も行なわれている。

C. 「教職ゼミナール」と銘うついわゆる「受験予備校」の開催。作年度の場合、東京400名、大阪200名を募集しているが、講師は主に大学教員が行なう。

D. 「公開模擬試験」。この「模試」は昨年は2.5月の2回開催だが、昨年5月20日の「模試」の場合、東京・大阪・名古屋・福岡会場で約5,000人、その他各大学で約6,500人、自宅受験約8,500人と2万人以上が受験した。

E. 「教職課程シンポジウム」の開催。これは一昨年に第1回が開催されたが、そこには各大学の教員・就職担当職員・学生を無料で集め、教養審元会長の鯉坂二夫の講演、パネル・ディスカッションを行ない、その後、学生には映画「聖職の碑」を見せ、各大学の就職担当職員にはパーティーに招き、おみやげを渡している。

F. 参考書・問題集類の出版。「教員試験の要点と問題」と題する問題集が『教職教養』等26点、「教員試験対策講座」と題する参考書『が教職教養の研究』等7点、そして『講座教職課程演習』が全6巻出版されている。

以上協同出版の事業を大まかにみてきたが、かなり多様に、そしてきめ細かく事業が行なわれていることが明らかになったことと思う。

私が以上の事業形態をふまえて指摘したいことはつぎの2点である。

まず第一は、以上の事業に少なくない大学教員が積極的・消極的を問わず参画していることである。大学教員にとって雑誌に何を書こうと、どのような出版物を出版しようとするは、学問研究・出版の自由に属することではある。しかしながら、大学教員が参画している事業そ

のものが、「同じ道を行く仲間たちから、頭一つ抜き出る好機」をつくるとか、他の受験生たちに「何とか差をつけ」⁷⁾ることを目的としているものである以上、その果たしている客観的役割は明らかではないだろうか。

そして、大学教員が参画してつくられ受験参考書によって身につけられた知識は、元採用者側が率直にのべているように「採用試験に合格するための教職教養の知識などは将来それほど必要ではない」⁸⁾ものである。可能性が強いなかで、大学教員の教職産業の事業への参画は、日本の現実の教育課題に応える教員の養成という大学に課せられた歴史的使命達成の責任を果たしているかどうか大いに疑がわせる点である。

つぎに第二に指摘すべきは、大学当局と教職産業との癒着ぶりである。その実態については先のB大の例でもその一端が明らかになったことと思うが、それはまだ氷山の一角かもしれない。

今後ほとくに、教職産業自体の「生存競争」の激化のなかで各社競って大学当局と結びつこうとすることが予想される。そのなかで食いものにされるのは他ならぬ学生である。

② 教員採用試験受験参考書の分析

つぎに受験生にもっとも影響を与えていると思われる教員採用試験のための受験参考書の中身に少し立ち入って分析し、全体としてどのような知識を受験生に身をつけさせようとしているのかを明らかにしよう（なお、分析は11社の参考書のうち「教職教養」「教育法規」に関するものについて行なった）。

参考書類を一とおり概観してみても第一に気づく点は、各参考書とも断片的な知識を寄せ集めたものが圧倒的に多いということである。それはたとえば「教職教養」の場合、わずか数百頁のなかに「教職教養」に関する全分野の事項をつめ込むというところから必然的に生じていることかもしれないが、それにしてもあまりにも個々バラバラに述べられている。

そのもっともよい例が「教育法規」についての個所である。この「教育法規」については、ほとんどの参考書が、わずか数行の解説をつけただけで、あとは試験によく出る法規の条項のオンパレードである。受験生は悲しいかな、それを個々バラバラに暗記するしかないのである。

しかし、その断片化された叙述のなかにも、試験問題の傾向に規定されて一つの特色がみられる。ここでは量的な面に関していえば、たとえば、各参考書とも戦後日本教育（史）に関する叙述が極端に少ない（新星出版社『教員試験教職教養』の場合わずか四行、また大阪教育

図書『教職教養の要点』の場合、文章としては「昭和22年学校教育法の公布によって、6・3・4制の単一的な制度をとり、小学校6年、中学校3年の9年間を義務教育とした」とのべてあるだけである）。一方、逆に学習指導要領の解説などはかなり長いスペースをとってある。また、日本教育の現実や子どもの実態などは各参考書には皆無といってよいほど出てこない。

つぎに、第二に指摘したいのは、単純なケアレスミスや意味不明な叙述がかなり目立つということである。

たとえば単純なケアレスミスとしては教科書国定制度を「固定制度」、町村教委の人数三人も可能を四人にしたりなどであるが（この場合、木下一雄監修『教員試験教職教養』新星出版社）、意味不明な叙述はたとえば以下のようなものがある。

「『教化』とは教育の客体(被教育者)が教育内容(新聞や雑誌の情報=教材)に自ら触れて自ら成長していくことである」⁹⁾

学校制度の複線型とは「いっばんに、民主的な単線型の学校制度で、内容的には、わが国では、義務教育の九ヶ年制度の別種として知られている」¹⁰⁾

以上は、単純なケアレスミスや意味不明な個所のごく一部であるが、これを覚えさせられる受験生にとっては大きな迷惑である。

そして、第三番目に指摘しなければならないことは、各参考書とも教員採用試験の出題傾向に合わせて叙述してあるためもあり、内容がかなりイデオロギッシュなものになっている。

以下いくつか例をあげよう。

A. 「職員会議の性格」について

「『職員会議は最高の議決機関である』という考え方は正しくない」「『職員会議』は校長の補佐機関であり、校長の職務執行を助ける学校内部組織である」¹¹⁾。

B. 校長について

「校長は職員の監督者であるという立場を十分認めて、尊敬しなければならない」「校長から仕事を命ぜられた場合は、それがどんな些細なことであっても、全力をあげてやるべきでしょう」¹²⁾。

C. 教基法10条について

「本条をめぐって、教育行政が教育内容に介入することの是非が永く争われてきたが、昭和51年最高裁の学テ判決は、教育内容の方法にかかわるものであっても、必要かつ合理的と認められる場合教育行政はこれに介入して差し支えないことを認めた」¹³⁾。

D. 多様化について

「後期中等教育段階以降の学校種別の多様化は、能

力・適性に応ずる教育が重視されるようになった今日、民主的な複線型と呼ばれをこともあり、むしろ積極的にそのよさが認められることも多いのである」¹⁴⁾。

以上一部の事項についてひろいあげてきたが、一読して明らかなように、きわめて争論的な問題について、かなり思い切って断定を下している。

このような叙述をきちんと覚え込むことによって、受験生にはある一つの立場にたったものの見方しか出来なくなってしまう危険性が多分に伴うが、私はここに現在の教員採用制度の重大な問題点の現われとともに、政治が巧みに入りこんでいる姿をみる。

つまり、エス・カ・クラブスカヤはかつて「一定の見解をもっている教師が選択されていることに」¹⁵⁾ 教育への政治のもち込みを見抜き、批判していたが、わが国でもまさにこのように巧みな形で政治が教育に大いにもち込まれているといえよう。

2. 臨時的任用をめぐる諸問題

(1) 臨時的任用とは

臨時的任用教員（以下「臨時教員」と略す）とは「緊急または臨時に必要な場合に任用される期限付き、または非常勤の教員の総称であり」¹⁶⁾ 法的根拠は地方公法第22条2項などに置いている。

すなわち、例えば地公法第22条2項では次のような規

定がなされている。

「人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合または任用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て、6月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、6月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない」。

これは、地方公務員全体についての規定であるが、教育公務員の場合、「人事委員会の承認を要する」し「採用志願者名簿に記載された者のうちから選考権者の承認によって行うこと」¹⁷⁾ が文部省から指示されている。

そして、現在「臨時教員」には以下のような種類がある。

〈種 類〉	〈期間等〉
イ) 産 休 代 替	産前・産後、つわり休暇等、合計16週間。
ロ) 育 休 代 替	生まれた子が1歳になるまで、イ)とつなげると約1年2ヶ月位。
ハ) 病 休 代 替	原則として30日以上、10～15日でも可能な場合もある。
ニ) 休 職 代 替	期間未定、ただし組合専従代替は年単位。

表7 本務講師数の変遷

	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	盲 学 校	聾 学 校	養 護 学 校	合 計
1956	3,487	3,360	6,747	104	99	3	13,800
60	3,215	2,328	5,652	66	112	18	11,401
65	3,158	2,872	7,202	57	90	38	13,417
70	3,710	2,353	6,328	52	130	102	12,675
1	3,830	2,279	6,351	54	113	99	12,726
2	3,915	2,269	6,369	50	92	109	12,804
3	4,534	2,427	5,866	78	133	188	13,226
4	4,884	2,295	5,883	73	107	237	13,479
5	4,927	2,764	5,845	96	113	335	13,603
6	5,795	2,754	5,824	107	141	344	14,965
7	6,504	3,026	6,278	91	124	413	16,436
8	7,849	3,318	5,520	106	165	497	17,455
9	9,294	3,508	5,204	118	118	1,273	19,583

(各年度『学校基本調査』より筆者作成)

- ホ) 長期研修代替 研修期間. (2) 増加する臨時教員数
 ヘ) 公務災害者代替 未定. ① (1)で述べた臨時教員の他, 臨時教員を経験した自
 ト) 定数内臨床 採用された日から, (翌年) 3月 宅待機者等を含めると臨時教員の数は更に多くなると考
 31日まで. えられるが, 文部省等の行政当局の統計資料が不十分な
 ため, その実数を明らかにする手がかりは少ない.

表8 産休・育休

	小学校	中学校	高等学校	盲学校	聾学校	養護学校	合計
1959	2,404	515	60	3	15	1	2,998
65	2,137	1,098	117	5	23	11	33,95
70	2,195	1,069	266	19	39	31	3,619
1	2,321	1,105	292	14	39	44	3,845
2	2,558	1,065	303	19	44	68	4,057
3	3,109	1,201	341	18	48	101	4,818
4	3,298	1,122	328	50	59	135	4,992
5	3,496	1,123	356	51	51	127	5,203
6	5,141	1,522	495	36	69	190	7,453
7	6,063	1,856	666	35	63	237	8,920
8	6,884	2,061	702	50	89	319	10,105
9	7,641	2,126	751	62	80	343	11,003

表9 兼務講師数

	小学校	中学校	高等学校	盲学校	聾学校	養護学校	合計
1956	259	2,099	14,643	172	84	10	13,267
61	840	4,012	16,375	187	111	35	21,560
7	569	4,452	24,089	214	158	103	29,585
70	724	4,765	24,397	213	148	111	30,358
1	778	5,095	26,206	198	154	137	32,568
2	966	5,574	27,010	225	166	193	34,134
3	1,019	5,995	28,436	243	185	281	36,159
4	1,267	6,144	30,470	248	175	322	38,626
5	1,269	6,350	31,391	226	179	357	39,772
6	1,263	6,441	32,228	232	201	404	40,769
7	1,418	6,721	32,125	242	194	461	47,171
8	1,303	6,890	33,061	238	200	442	42,138
9	1,713	7,123	34,324	231	205	672	44,268

(表8, 9とも表7と同じ)

ここでは以下に述べる可能な手がかりを基礎に概数をつかみ、同時に臨時教員数の大まかな歴史の変遷を押えておきたい。

まず第一に表7をみてみよう。(1)で述べたイ、ロ、ハなどの代替教員は本務の助教諭・講師なので、この数的変遷は一つの手がかりになりえる。

そして、この数的増加の傾向は表8の産休・育休をとった教員の人数の変遷をみても裏づけが得られる。

また、非常勤講師(学校教育法施行規則48条の2)は『学校基本調査』では基本的に兼務講師に含まれると思われるのでその数の歴史の変遷をあげると表9のようになる。

表9から各校種とも若干の差はありつつも基本的にふえ続けていること、そして、特に高校で全体の7~8割を占めていること、また養護学校でのふえ方が著しいことがわかる。

さて、一説には1974年段階で全国の臨時教員数は約5万人であると推定されているが¹⁸⁾その後も増加し続けているところからみて、現在(1981年)はすでに6万人を上まわっているとみられる。

そうすると小・中・高の本務教員約100万人の6%、20歳台の青年教員約30万人の実に20%に臨時教員の割合が該当することになる。

② さて、臨時教員の数量的実態をひとまず押さえた上で、なお次のような実態があるが、どう考えたらよいだろうか。

表10から特に鳥取、徳島、沖縄などの新規学卒者数の低率が目立つが、これらの諸県では臨時教員を何年か行わせ、その結果を加味しつつ教員を採用している可能性が存在する。

表10 新採教員に占める新規学卒者数の割合の少ない県(ベスト・スリー)

	小学校		中学校		高等学校	
1	鳥取	0%	鳥取	0%	鳥取	0%
2	沖縄	12.0%	徳島	6.7%	沖縄	0%
3	徳島	19.2%	沖縄	15.2%	和歌山	0%

(出典『教育委員会月報』1980年11月号, No. 363)

この実態は例えば「試補制度」と関連させても考えられる実態であり、今後のより詳しい調査・検討が必要とされる。

③ そして更に指摘しておきたいのは臨時教員の意味あいをもたされている助教諭・講師制度の存在である。

助教諭・講師は1974年の学教法改正以前は、それぞれ

「助教諭は教諭の職務を助ける」(学教法28-7)、「講師は教諭の職務を助ける」(同施行規則48-2)と教諭の補助職として位置づけられていたが、法改正以降は、講師が正規の職務として位置づけられるとともに、「助教諭は、教諭の職務を助ける」(学教法28-9)「講師は、教諭または助教諭に準ずる職務に従事する」(同28-10)ものとされ、講師の教諭・助教諭の代替要員としての地位が明文化され、教諭一助教諭一講師という職階が明確化された。

学教法改正以降の講師数の増加傾向は表7、9に示したが、ここで、ある都道府県によってはこの講師、そして助教諭を固定した制度として機能させている点を指摘したい。

すなわち1975年度、79年度の助教諭・講師数の多い都道府県を表11に掲げたが、例えば小学校助教諭の埼玉・千葉、講師の大阪・茨城、中学校・高等助教諭の鹿児島・福岡、講師の大阪など過密都府県を中心に、毎年一定の割合の教員を助教諭・講師でまかなっている事実が存在する。

助教諭は「臨時免許状」を有する必要があるが、その基礎資格は18歳以上の者で、教免法第5条1項の欠格事項に該当しない者であり、原則として①普通免許状を有する者を採用することができない場合に限って、②教育職員検定を経て「臨時免許状」は授与される。(期限は3年間、その間に二級普通免許状を取得しなければならない)。

この「臨時免許状」をもった助教諭が、前述のように埼玉・千葉などの普通免許状取得者が多数受験する、比較的倍率が高い県で採用されていることは上記原則の①に背馳する可能性があるし、これらの県には助教諭=臨時教員が制度として存在する可能性が大きい。

また、講師は教諭・助教諭の代替要員としての性格が明記されたこともあり、小・中・養護学校での数の増加(表6参照)はそのまま臨時教員の増加と符節をあわせているし、その講師がやはり人口増・過密都府県に集中していることもあり、安易な代替措置である可能性が強いと考えられる。

(3) 臨時教員の生活と意識

① 臨時教員の生活と権利

臨時教員の生活と権利の実態を把握しようとする場合、対象とすべき点は任用期間、身分保障、賃金、休暇、各団体への加入権、職場での諸権利の保障状況など多岐に渡るが、ここでは、中心の問題であると考えられる身分保障、賃金、休暇について実状を把握し、臨時教員の生活と権利の実態に迫ってみたい。

表 11 助教諭・講師の多い都道府県 (ベスト5)

① 小学校 (1979年度)			
〈助教諭〉	全国 4,459 人	〈講師〉	全国 9,294 人
1. 埼玉	834 人 (18.7%)	1. 大阪	1,202 人 (12.9%)
2. 千葉	605 人 (13.6%)	2. 茨城	1,002 人 (10.8%)
3. 兵庫	542 人 (12.2%)	3. 愛知	705 人 (7.6%)
4. 長崎	290 人 (6.5%)	4. 鹿児島	499 人 (5.4%)
5. 徳島	273 人 (6.1%)	5. 静岡	497 人 (5.3%)
小学校 (1975年度)			
〈助教諭〉	全国 4,504 人	〈講師〉	全国 4,927 人
1. 埼玉	1,471 人 (32.7%)	1. 大阪	594 人 (12.1%)
2. 千葉	849 人 (18.8%)	2. 茨城	577 人 (11.7%)
3. 鹿児島	343 人 (7.6%)	3. 神奈川	455 人 (9.2%)
4. 兵庫	276 人 (6.1%)	4. 愛知	281 人 (5.7%)
5. 長崎	156 人 (3.5%)	5. 京都	237 人 (4.8%)
② 中学校 (1979年度)			
〈助教諭〉	全国 573 人	〈講師〉	全国 3,508 人
1. 兵庫	235 人 (41.0%)	1. 大阪	533 人 (15.2%)
2. 徳島	137 人 (23.9%)	2. 埼玉	317 人 (9.0%)
3. 島根	37 人 (6.5%)	3. 愛知	217 人 (6.2%)
4. 埼玉	19 人 (3.3%)	4. 岡山	136 人 (3.9%)
5. 大阪	19 人 (3.3%)	5. 京都	133 人 (3.8%)
中学校 (1975年度)			
〈助教諭〉	全国 434 人	〈講師〉	全国 2,264 人
1. 兵庫	137 人 (31.6%)	1. 大阪	277 人 (12.2%)
2. 徳島	55 人 (12.7%)	2. 高知	145 人 (6.4%)
3. 鹿児島	43 人 (9.9%)	3. 神奈川	127 人 (5.6%)
4. 大阪	32 人 (7.4%)	4. 愛知	126 人 (5.6%)
5. 島根	21 人 (4.8%)	5. 京都	117 人 (5.2%)
③ 高等学校 (1979年度)			
〈助教諭〉	全国 1,907 人	〈講師〉	全国 5,204 人
1. 鹿児島	232 人 (12.2%)	1. 大阪	539 人 (10.4%)
2. 福岡	129 人 (6.8%)	2. 福岡	309 人 (5.9%)
3. 愛知	112 人 (5.9%)	3. 愛知	309 人 (5.9%)
4. 長崎	111 人 (5.8%)	4. 神奈川	267 人 (5.1%)
5. 京都	74 人 (3.9%)	5. 東京	211 人 (4.1%)
高等学校 (1975年度)			
〈助教諭〉	全国 2,515 人	〈講師〉	全国 5,854 人
1. 鹿児島	285 人 (11.3%)	1. 大阪	534 人 (9.1%)
2. 福岡	176 人 (7.6%)	2. 神奈川	355 人 (6.1%)
3. 愛知	150 人 (6.4%)	3. 愛知	314 人 (5.4%)
4. 長崎	155 人 (6.2%)	4. 京都	289 人 (4.9%)
5. 北海道	124 人 (4.9%)	5. 兵広	256 人 (4.4%)

A) 身分保障

臨時教員の採用期間は地公法22-2により6ヶ月をこえないものとされ、一回だけ6ヶ月をこえない範囲で更新できることになっている。したがって翌年更に臨時教員を続けさせる場合には1日以上置いて4月2日以降付で任用される場合が多い。

この場合は法的には違法性が強いが、とにかくそのために4月分は交通費が全く支給されなかったり、昇給期

間が教諭よりも3ヶ月も長くなるなどの不利益が生ずる。

また、臨時教員は本採用教員と同様地公法が適用されるが、第29条2の「適用除外」により第27条2項等の適用が除外される。すなわち地公法第27条2項は「職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降下され、もしくは免職されず、この法律または条例で定める事由による場合でなければ、その意

に反して、休職されず、また、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない」という規定であり、この規定の適用から除外されるということは、臨時教員が一方的な免職など不利益処分を受けた場合でも不服申立などができないということになり、基本的身分保障の権利が奪われていることになる。

B) 賃 金

第一に、ベースとなる給与の等級は教諭が2等級であるのに比べて臨時教員は3等級と格差があり、しかも、前述のように昇給に教諭よりも長期間要するため不利益は更に大きい。

第二に、ボーナスも支給されない場合があったり、通勤手当も上限が定められていたり、市賃の場合には全く支給されないなどの不利益がある。

C) 休 暇

教職員組合運動により権利獲得は前進してきているが、しかしながら、臨時教員においては産休・育休はほとんど保障されておらず（すなわち妊娠・出産＝免職となる）、後述するような職場の雰囲気とも関わって生理休暇や年休さえもほとんどとりにくいのが実状である。

（以上については埼教組「臨採者問題を考えるために」、三重県「臨時教員制度」を改善する会「『臨時教員制度』を改善しゆきとどいた教育の実現を」等を参照した）。

② 臨時教員の意識

臨時教員の意識は前述の教員採用試験をめぐる状況に規定されるとともに、前節まででのべた臨時教員の置かれている客観的条件に規定されている。勿論職場の状況によって意識のもち方には多少の多様性がみられるが、ここでは、聞き取り調査を含むいくつかの調査結果を参照し、基本的な意識形態のいくつかをとりあげておこう。

まず第一に特徴的な臨時教員の意識は、様々な機会・場所で臨時教員をやっていた方が次年度の採用試験に有利であるという意見を信じて意識的に臨時教員になっているということである。

しかしながら、現実には上記の有利性は採用試験が事実上の競争試験であることからほとんど認められず、何年かの臨時教員経験者は試験期日と学校が最も忙しい時期が重なる7月にかかる臨時的任用を避けるようになる。

第二に、第一のような意識をもって臨時教員になった場合、そのような意識の延長とし校長や教委等に気に入らるよう必要以上に神経を使う。そして何か不平・不満があっても「採用に悪影響を及ぼさないよう言いなりになっている」¹⁹⁾ 習性を身につけてしまう可能性が存在する。

更に第三に教育実践へのとりくみの意識はどうか、多

くの臨時教員は「教育に臨時はない」という言葉に象徴されるように、短期間ではあっても、教育実践に一生懸命にとりくむ。

しかしながら期間が短いためや、あるいは経験の少なさ等によりなかなか自信をもって教育実践にとりくむことはできず、しかも、病気や出産等で休んでいる前任者の「カラーをできるだけ残しておく必要がある」²⁰⁾ 等の「配慮」をもたされがちである。

(4) 臨時教員問題の提起するもの

きて、上述のように臨時教員は数量的にも近年増々増大しつつあり、臨時教員の権利・人権保障も大きな問題を含んでいることがほぼ明らかになったと思われるが、本節ではその臨時教員の存在が、子どもや教職員全体にどのような影響を及ぼすかを探ってみよう。

① 子どもの発達保障と臨時教員

臨時教員は前述のように任用期間が短期間であることや、年齢が若く教員経験年数が少ないため、そして何よりも身分的な不安定さ故、教育実践に対し十分な熱意と態勢をもって臨むことができにくいし、同時に教育力量も継続的に培うことができにくい。

したがってその影響を受けるのは何よりも子ども達である。この臨時教員制度の存在と子どもの発達保障の関係については次の手記が本質をついているので紹介したい。

「十分な指導ができないということは私にとって苦痛であるというだけの問題でしょうか。『4年生になるともっとむつかしくなるやろな』と次のプリントを楽しみにしている生徒、『先生、当用漢字1850字全部覚えようとゆんたんやんか』と生徒に迫られる時、『残り来年やろう』といえない私達臨時教員……。

私に課せられているのは、一時間950円で教育を切り売りすることなのだから。

こんな切り売りの臨時的の教育がなされていて、生徒たちの学ぶ権利はどのように保障されるのでしょうか。……10日間の教育実践を通してあらためて、『臨時教員制度』について考えさせられました。『臨時教員制度』のあるかぎり、『生徒の学習権』は保障できないのだということを」²¹⁾

② 臨時教員制度が教職員全体に与える影響

臨時教員制度の存在が各学校の教職員集団全体に対してどのような影響を与えているかについての実証的調査・研究がほとんど存在しないこともあり、ここでは筆者が聞き取り調査等をふまえ感じた問題を2点ほど提出したい。

第一、臨時教員の次の意見にみられるように、正教諭が待遇や権利保障の不十分性を認識することを、自分達より「一段低い人達」がいるということで妨げられてしまう危険性が存在すること。

「臨採制度は、どうも江戸時代の身分制度と似ている気がしてならない。同じ仕事をしていながら、何故給料に差があるのか、表面ではそうとりたてて差別はでてこないが、職場内でも、『あの人は臨採だから』とか、『どうせ臨採だから』といった見方をされるのが、時々あるように思われる。恐ろしいことである。

正採用の人達が臨採者を『一般に低い人達』と思っている場合が多々あり、とても、いたたまれない気持ちになることがある²²⁾。

第二、臨時教員は上述のような関係の中で一般教職員に比べ、休暇などなかなかとりにくい状況にある。したがって、臨時教員のそのような行動は客観的にみれば、生休や年休などの休暇を始めとする諸権利を一般教職員が行使することができにくくなる一つの要因になる可能性が存在するといえよう。

ま と め

以上、教員採用試験と教員の臨時的任用の問題に対象を絞り、制度との関わりのなかでどのような青年教員が輩出しているのかという点を明らかにしようとしてきた。

分析の結果主に次の二点が明らかになった。

第一、教員採用試験をめぐって高まる「生存競争」と、その競争と内的に深く結びつきつつ、「試補制度」的な役割をも客観的にもたされている教員の臨時的任用制度の中で、学生・青年教員（臨時教員）は相互に排他的に競いあわされ、しかもある特定の価値観・態度・学力身につけた者がその競争に勝ちぬけるという「忠誠競争」²³⁾に追い込まれていることが明らかになった。

第二、教員採用試験での激しい「生存競争」を通過した教員達は、ある特定の価値観・態度・学力しかもてない可能性が広がりつつあるが、このことと、臨時教員がおかれている客観的立場を反映した権利意識等の欠落が相乗した場合、現行の教員採用制度並びに臨時教員制度を通過した教員は、学校においてそれまでの民主的諸権利の蓄積を掘りくずし、学校の管理主義化を一層すすめるテコになる可能性が存在するということである。

注

- 1) ここで単に競争の激化とか競争率の増大という言葉を使わずこの言葉を用いたのは、教員採用試験をめぐしても、受験競争的要素が増々増大していることを示唆したいためである。
- 2) 「教師の採用・臨時教員をめぐる日本学術会議学問・思想の自由委員会報告」1970. 4. 3 (宮原誠一他編『資料日本現代教育史』三省堂. 1974. 3. 10)
- 3) 本年度の教員採用試験において、関西地方を中心に、クラブ・ボランティア活動歴をする方向がだされたが、このことは従来の自主的・自治的活動から官許クラブ・ボランティア活動へ学生が転出することを促す役割を果たす可能性がある。
- 4) 日本高等学校教職員組合「教員採用選考に関する調査の分析と批判」1980. 3.
- 5) 『進路ハンドブック』1979年版, p. 28.
- 6) 協同出版『教育情報』1980. 5.
- 7) 同上.
- 8) 藤尾孝治『教職教養の要点』大阪教育図書. p. 8.
- 9) 『教職教養』時事通信社. 1980, 1 p. 17.
- 10) 木下一雄監修『教員試験教職教養』新星出版社1980, p. 83.
- 11) 注8と同じ、他の参考書もほぼ同一内容の叙述.
- 12) 藤尾孝治『教師入門』大阪教育図書.
- 13) 『教育法規』協同出版. 1980, 1
- 14) 同前.
- 15) エヌ・カ・グループスカヤ『グループスカヤ選集』第6巻, p. 12.
- 16) 三輪定宣他編『明日の教師たち』民衆社. 1977. 2, p. 281.
- 17) 文部省地方課法研究会『教職員人事関係事務必携』第7次改訂. 第一法規, 1981. 4, p. 328.
- 18) 注16と同じ.
- 19) 1981年5月実施, 埼教組アンケートによる.
- 20) 1981年5月15日の聞き取り調査による.
- 21) 三重県臨時講師の会. 『あしたば』創刊号.
- 22) 19)と同じ.
- 23) 石田 雄『日本の政治文化——同調と競争——』東京大学出版会. 1970. 9. 20, p. 24.